| |
|---|
| 3．電源構成の変化に関する分析 |
| 4．送配電設備の増強計画 |
| 5．広域的運営の状況 |
| 6．電気事業者の特性分析 |
| 7．その他 |

備考　用紙の大きさは、日本工業規格Ａ４とすること。

附　則

（施行期日）

**第一条**　この省令は、電気事業法の一部を改正する法律（以下「改正法」という。）の施行の日（平成二十七年四月一日）から施行する。ただし、様式第八備考中第五項を第六項とし、第四項を第五項とし、第三項の次に一項を加える改正規定並びに附則第三条、第五条及び第六条の規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

**第二条**　改正法の施行の際現に改正法による改正前の電気事業法（以下「旧法」という。）第三条第一項の許可を受けている特定電気事業者及び旧法第十六条の二第一項の届出をしている特定規模電気事業者は、平成二十七年四月三十日までに、平成二十七年度の供給計画（改正法による改正後の電気事業法（以下「新法」という。）第二十九条第一項に規定する供給計画をいう。次項において同じ。）に係る新法第二十九条第一項の規定による届出を行わなければならない。

２　広域的運営推進機関は、平成二十七年六月三十日までに、平成二十七年度の供給計画に係る新法第二十九条第二項の規定による送付を行わなければならない。

（電気関係報告規則の一部改正）

**第三条**　電気関係報告規則（昭和四十年通商産業省令第五十四号）の一部を次のように改正する。

第二条ただし書中「、一般電気事業者及び特定電気事業者（接続供給を受ける特定電気事業者を除く。）にあつては同表第七号に掲げる報告書を」を削り、「同表第三号及び第七号」を「同表第三号」に改め、「（その行う特定規模電気事業に係る特定規模需要又はその所有する発電設備の出力が十万キロワット未満である場合にあつては、同表第二号、第三号及び第七号）」を削り、同条の表第七号を削る。

第三条第二項中「様式第十二」を「様式第十一」に改める。

様式第十一を削り、様式第十二を様式第十一とする。

（経済産業省の所管する法令に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則の一部改正）

**第四条**　経済産業省の所管する法令に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則（平成十七年経済産業省令第三十二号）の一部を次のように改正する。

別表第一、別表第四及び別表第五中「第九十二条の五」を「第九十六条」に改める。

（電気使用制限等規則の一部改正）

**第五条**　電気使用制限等規則（平成二十三年経済産業省令第二十八号）の一部を次のように改正する。

第三条第二項第三号中「第二十七条」を「第二十七条第一項」に改める。

（電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法施行規則の一部改正）

**第六条**　電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法施行規則（平成二十四年経済産業省令第四十六号）の一部を次のように改正する。

第二十一条第四項中「第二十七条」を「第二十七条第一項」に改める。